

居宅介護支援重要事項説明書

奥州市社会福祉協議会居宅介護支援事業所は、要介護認定を受けられた方が、多種多様なサービスの中から希望にあったサービスを利用できるよう、介護支援専門員が責任をもってお手伝いさせていただきます。

この説明書をご覧ください本事業所の概要等をご理解いただいた上で、ご利用下さいますようお願いいたします。

1 事業者

事業者名称	社会福祉法人奥州市社会福祉協議会
代表者氏名	会長 田面木 茂樹
所在地	岩手県奥州市水沢南町5番12号
法人設立年月日	平成18年4月1日

2 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	奥州市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
介護保険指定事業者番号	第0370400012号
事業所所在地	岩手県奥州市水沢南町5番地12号
管理者氏名	介護事業課 課長補佐 高橋 香
法令遵守責任者	事務局長 小野寺 栄子
連絡先	電話番号 0197-25-2211 FAX番号 0197-51-1182
通常の事業実施地域	奥州市
開設年月日	平成18年4月1日

(2) 運営の方針

居宅介護支援を行うにあたり、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に配慮し利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。また、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業所に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

月曜日から金曜日	午前8時30分～午後5時15分 ※但し24時間連絡可能な体制にしています
----------	---

休日：土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29～31日・1月1日～3日）

(4) 職員の体制

職 種	常 勤	業 務 内 容
管 理 者	1 人	運営管理に関すること
介護支援専門員	3 人以上 (管理者再掲)	居宅介護支援計画に関すること 契約、給付管理に関すること 申請代行に関すること

(5) 居宅介護支援サービス内容及び利用料

① 居宅介護支援サービスの内容

ア 居宅サービス計画書の作成

居宅サービス計画書の作成にあたっては、利用者及びその家族の状況等を把握し、サービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画書を作成いたします。

居宅サービス計画を作成するにあたり複数の居宅サービス事業所を紹介するとともに、居宅サービス計画書原案に位置付けた居宅サービス事業所等の選定理由を利用者及び家族に懇切丁寧に説明を行います。利用者から複数の事業所の紹介や、事業所の選定理由を求めることもできます。

当事業所の居宅サービス計画書の訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の利用情報は別紙2のとおりとなります。

イ 居宅サービス事業所との連携調整

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

ウ サービス実施状況把握・評価

居宅サービス計画の作成後において、少なくとも月に1回利用者宅を訪問し、居宅サービス計画が効果的なものとしてサービス提供されるよう、利用者の状態を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。また、居宅において日常生活を営むことが困難な状況になった場合は、介護保険施設への入所又は入院等の情報提供をいたします。入院時には病院側へ当事業所名及び介護支援専門員名を伝えて頂きますようお願いいたします。

エ 給付管理

毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

オ 要介護認定申請に対する協力、援助

利用者の要介護認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。

カ 相談業務

利用者及びその家族の抱えている問題等に対し、懇切丁寧に相談に応じます。

② 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、1ヶ月あたり別紙1により算定した料金をいただきます。

サービス提供証明書を発行いたしますので、このサービス提供証明書を後日「奥州市」の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(6) その他の費用

奥州市以外にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、通常の事業の実施地域を超える地点から介護支援専門員がお尋ねする所までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートルにつき37円となります。

(7) 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

3 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始とサービス内容

まずは、電話でお申し込み下さい。当事業所の介護支援専門員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

お申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知

するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

ア 利用者が介護保険施設に入所した場合

イ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者が要介護認定に該当しなくなった場合（条件を変更して再度契約することができます。）

ウ 利用者がお亡くなりになられた場合

④ その他

利用者やその家族などが、当事業所や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することによりサービスを終了させていただく場合があります。

4 居宅介護支援の提供にあたって

(1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思をふまえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

5 個人情報の保護について

(1) サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この守秘義務は、サービス提供契約が終了した後においても同様です。

(2) 利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で個人情報を用いませぬ。

(3) 関係法令及び社会福祉法人奥州市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づいて、利用者及びその家族の記録や情報を適切に管理するとともに利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

6 人権擁護と高齢者虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (2) 身体拘束廃止に向けた取り組みの指針を整備しています。
- (3) 虐待防止・身体拘束廃止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 従業者に対する、人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の委員会及び啓発するための定期的な研修を実施しています。
- (5) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	(職・氏名)管理者 高橋 香
-------------	----------------

- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待や身体拘束を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 感染症の予防及びまん延の防止について

事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症のまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施しています。

9 緊急時及び事故発生時の対応方法について

サービスの提供中に事故発生・容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・ご家族へ連絡する等の必要な対応をいたします。

また、居宅介護支援の提供にあたり、賠償すべき事故が発生した場合は、

利用者に対してその損害を賠償させていただきます。

連絡先	名称・氏名	住所	電話番号
ご家族等	① (続柄)		
	② (続柄)		
主治医			

10 サービス内容に関する相談及び苦情について

(1) 当事業所の居宅介護支援に関する相談及び苦情を受け付けるための窓口を設けております。

担当 菊地 傑

電話番号 25-2211 ファックス 51-1182

当事業所では、地域にお住まいの以下の方々を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などを頂いております。利用者は、当事業所への苦情や意見を第三者委員に相談することもできます。

○奥州市社会福祉協議会 第三者委員

選任区分等	氏 名	連 絡 先
本 部	及川 守	32-2774
水沢支所	千葉 弘	24-1623
江刺支所	遠藤 寿明	35-4352
前沢支所	亀井 千枝子	56-2165
胆沢支所	佐藤 賢治	46-3592
衣川支所	高橋 一子	52-3245

(2) 当事業所以外にも下記窓口で相談及び苦情を受け付けております。

- ・ 奥州市役所 福祉部長寿社会課

所在地 : 奥州市水沢大手町一丁目1番地

電話番号 : 0197-24-2111

- ・ 岩手県国民健康保険団体連合会 苦情処理委員会

所在地 : 盛岡市大沢川原三丁目7番30号

電話番号 : 019-623-4325

1 1 重要事項説明の確認

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------------------

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営基準(平成11年度厚生省令第38号)」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	奥州市水沢南町5番12号
	法人名	社会福祉法人奥州市社会福祉協議会
	代表者名	会長 田面木 茂樹 印
	事業所名	奥州市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
	説明者名	介護支援専門員 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

別紙 1 (利用料金関係)

① 基本料金 (介護サービス提供開始以降 1 ヶ月あたり)

要介護認定区分	居宅介護支援費 (Ⅰ i)	居宅介護支援費 (Ⅰ ii)	居宅介護支援費 (Ⅰ iii)
要介護 1・2	10,860 円	5,440 円	3,260 円
要介護 3・4・5	14,110 円	7,040 円	4,220 円

- ☐ 居宅介護支援費 (Ⅰ) → 介護支援専門員 1 人あたりの利用者の数が 45 人未満の場合
- ☐ 居宅介護支援費 (Ⅱ) → 介護支援専門員 1 人あたりの利用者の数が 45 人以上の場合において、45 人以上 60 人未満の場合
- ☐ 居宅介護支援費 (Ⅲ) → 介護支援専門員 1 人あたりの利用者の数が 45 人以上の場合において、60 人以上の場合

- ※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。
また、運営基準減算が 2 ヶ月以上継続している場合は、算定されません。
- ※ 特定事業所集中減算に該当する場合には、上記金額から 2,000 円を減額することになります。
- ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算に該当する場合には、上記金額の 1/100 に相当する単位数を減算することになります。

② 加 算

名 称	金 額	説 明
初回加算	3,000 円	① 新規に居宅サービス計画書を策定した場合 ② 要介護状態区分が 2 段階以上変更となった場合
入院時情報連携 加算 (Ⅰ)	2,500 円	利用者が病院・診療所に入院した日のうちに、病院・診療所の職員に対し、利用者の必要な情報を提供した場合 (1 回を限度とする)
入院時情報連携 加算 (Ⅱ)	2,000 円	利用者が病院・診療所に入院した日の翌日又は翌々日に病院・診療所の職員に対し、利用者の必要な情報を提供した場合 (1 回を限度とする)
退院・退所加算 (Ⅰ)	4,500 円	イ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設または介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の

	6, 000円	方法により提供を受けた場合(1回を限度とする) ロ イにおける情報提供をカンファレンスより参加した場合(1回を限度とする)
退院・退所加算 (Ⅱ)	6, 000円 7, 500円	イ(Ⅰ)イにおける情報提供を2回以上受けた場合(1回を限度とする) ロ(Ⅱ)イにおける情報提供のうち1回以上はカンファレンスに参加した場合(1回を限度とする)
退院、退所加算 (Ⅲ)	9, 000円	(Ⅰ)イにおける情報提供を3回以上受け、うち1回以上はカンファレンスに参加した場合(1回を限度とする)
緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 000円	病院等の求めにより、病院等の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスに参加、居宅サービスの利用調整を行った場合(一月に2回を限度)
通院時情報連携加算	500円/月	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等と連携を行った上で、居宅サービス計画等に記録した場合(一月に1回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算	4, 000円	① 在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケア方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所に提供した場合 ② ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保、かつ必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備
特定事業所加算 (Ⅰ)	5, 190円/月	主任介護支援専門員を2人以上配置している ① 常勤専従の介護支援専門員3人以上配置している ② 利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している

		③ 24 時間連絡体制と利用者等の相談体制の確保 ④ 利用者の総数のうち、要介護状態区分が 3、要介護 4 又は要介護 5 である者の占める割合 100 分の 40 以上である ⑤ 地域包括支援センターとの連携を図り計画的に研修を実施している ⑥ 地域包括支援センターから紹介された困難事例への対応している ⑦ 地域包括支援センター等実施の事例検討会等への参加 ⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること ⑨ 特定事業所集中減算を算定していない ⑩ 介護支援専門員 1 人あたりの利用者の数が平均 45 人未満である ⑪ 介護支援専門員実務研修における科目等に協力又は協力体制を確保していること ⑫ 他法人の居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施 ⑬ 必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している
特定事業所加算 （Ⅱ）	4, 210 円／月	① 主任介護支援専門員を 1 人以上配置している ② 常勤専従の介護支援専門員 3 人以上配置している ③ 利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催している ④ 24 時間連絡体制と利用者等の相談体制の確保 ⑤ 地域包括支援センターとの連携を図り計画的に研修を実施している ⑥ 地域包括支援センターから紹介された困

		難事例への対応している ⑦ 地域包括支援センター等実施の事例検討会等への参加 ⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること ⑨ 特定事業所集中減算を算定していない ⑩ 介護支援専門員1人あたりの利用者の数が平均45人未満である ⑪ 介護支援専門員実務研修における科目等に協力又は協力体制を確保していること ⑫ 他法人の居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施 ⑫ 必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している
特定事業所加算 （Ⅲ）	3, 230円／月	① 主任介護支援専門員を1人以上配置している ② 常勤専従の介護支援専門員2人以上配置している ③ 利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している ④ 24時間連絡体制と利用者等の相談体制の確保 ⑤ 地域包括支援センターとの連携を図り計画的に研修を実施している ⑥ 地域包括支援センターから紹介された困難事例への対応している ⑦ 地域包括支援センター等実施の事例検討会等への参加 ⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること ⑨ 特定事業所集中減算を算定していない

		⑩ 介護支援専門員 1 人あたりの利用者の数が平均 45 人未満である ⑪ 介護支援専門員実務研修における科目等に協力又は協力体制を確保していること ⑫ 他法人の居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施 ⑫ 必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している
特定事業所加算 (A)	1, 140 円/月	① 主任介護支援専門員を 1 人以上配置している ② 常勤専従の介護支援専門員 1 人以上、非常勤職員を 1 人以上配置している（非常勤は他事業所との連携可） ③ 利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している ④ 24 時間連絡体制と利用者等の相談体制の確保（他事業所との連携可） ⑤ 地域包括支援センターとの連携を図り計画的に研修を実施している（他事業所との連携可） ⑥ 地域包括支援センターから紹介された困難事例への対応している ⑦ 地域包括支援センター等実施の事例検討会等への参加 ⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること ⑨ 特定事業所集中減算を算定していない ⑩ 介護支援専門員 1 人あたりの利用者の数が平均 45 人未満である ⑪ 介護支援専門員実務研修における科目等に協力又は協力体制を確保していること（他事業所との連携可） ⑫ 他法人の居宅介護支援事業者と共同で事

		例検討会、研修会等を実施（他事業所との連携可） ⑬ 必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している
特定事業所医療 介護連携加算	1, 250 円/月	① 特定事業所加算の（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定 ② 前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間に退院・退所加算（Ⅰ）・（Ⅱ）または（Ⅲ）の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設または介護保険施設との連携の回数の合計が 35 回以上 ③ 前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上算定

*当事業所は、特定事業所加算(Ⅱ)を算定しています。

*令和 6 年 4 月改正に基づく。